

パブリックコメント実施結果

件 名 子ども・子育て支援制度施行に伴う各種事業等の基準策定に関する意見の募集について

担当課 教育委員会 こども未来課

意見の募集期間 平成26年7月17日から平成26年8月15日まで

意見提出者数 0人

意見提出件数 0件

※市の基準（案）について、上記の期間、パブリックコメントに付しましたが、意見はありませんでした。

意見の概要と市の考え方

反映区分

A：計画等に反映させるもの	0件
B：計画等に反映済みのもの	0件
C：今後の参考とするもの	0件
D：計画等に反映できないもの	0件
E：その他の感想や質問など	0件

〔項目名 (施策等の案の項目別に整理すること) 〕

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	反映区分
1			
2			
3			

子ども・子育て支援制度施行に伴う 各種事業等の基準策定に関する意見の募集について

平成24年8月に、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、子ども・子育て関連3法が成立しました。この法律に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まります。

1 子ども子育て支援制度とは

すべての子どもたちが、笑顔で成長し、子育て世代のみなさんが、安心して子育てができる地域社会を実現するために、幼児教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を図ることを目的としています。

2 新制度の主なポイント

- (1) 認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（施設型保育給付）
- (2) 地域の中で運営する小規模保育事業所等への給付（地域型保育給付）
- (3) 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
（・放課後児童クラブ・地域子育て支援拠点事業・利用者支援等）

3 市が定める各種事業の基準

六栗市では、新制度の施行にあたり、法令に基づき、施設型給付・地域型保育給付等の対象となる施設及び事業に係る設備及び運営に関する基準等を条例で定める必要があります。

	名 称	根拠法令	
		児童福祉法	府省令
1	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	児童福祉法第34条の16	平成26年厚生労働省令第61号
2	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項	平成26年内閣府令第39号
3	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準	児童福祉法第34条の8の2第1項	児童福祉法第34条の8の2第1項
			平成26年厚生労働省令第63号

4 矢栗市の「基準」に対する考え方

この条例の制定にあたっては、国の定める基準（政省令）に基づき、市の基準を定める必要がありますが、この政省令には、国の基準に「従い定めるべき基準」と国の基準を「参酌して定める基準」があります。

従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で <u>地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの</u> 、異なる内容を定めることは許されないもの
参酌すべき基準	<u>十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの</u>

※参酌すべき基準に対する考え方

本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を市の基準とすることとしております。

5 意見募集について

子ども・子育て支援に関する各種事業等の基準を定めるにあたり、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」に基づき、市民の皆さまのご意見を募集いたします。

＜募集期間＞ 平成 26 年 7 月 17 日（木）～8 月 15 日（金）（必着）

＜提出先＞ 矢栗市教育委員会 子ども未来課

〒671-2593 矢栗市山崎町中広瀬 133 番地 6

TEL：0790-63-3114

FAX：0790-62-0065

Eメール: kodomomirai-ka@city.shiso.lg.jp

＜提出方法＞ 郵送、ファックス、メールにてお知らせください

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）

基準：従う（従うべき基準）参酌（参酌すべき基準）

項 目 \ 類 型		家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業		居宅訪問型 保育事業	基準	市の考え方	
			A型	B型	C型						
		定員5人以下		定員6人～19人以下			定員19人以下	定員20人以上			
設 備 に 関 する 基 準	乳児室／ ほふく室	9.9㎡以上 (3人を超える場合 は3.3㎡/人を追 加)	0～1歳児 3.3㎡/人以上		0～1歳児 3.3㎡/人以上	0～1歳児 乳児室：1.65㎡/ 人以上・ほふく室： 3.3㎡/人以上			参酌	本市の実情に、国の 基準と異なる内容 を定める特別な事 情や特性はないこ とから、国基準を市 の基準とする。	
	保育室／ 遊戯室		2歳児以上 1.98㎡/人以上	2歳児以上 3.3㎡/人 以上	2歳児以上 1.98㎡/人以 上	2歳児以上 1.98㎡/人以上					
	屋外遊戯室	同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭 満2歳以上の幼児3.3㎡/人以上（付近の代替地可）									
	その他設備	・保健衛生上必要な採光、照明及び換気設備 ・便所					0～1歳児 医務室、 便所 2歳児以上 便所				
	給 食	自園調理（食事の提供の責任が事業者にある等一定の条件の下、連携施設等からの搬入可。）								従う	
		調理設備（連携施設等から給食を搬入する場合でも、提供にあたって必要な加熱、 保存等の調理機能を備えること。）					調理室				
調理員（連携施設等から搬入を行う場合は不要。）											
耐火基準等	・火災報知器及び消 火器を設置する ・消火訓練及び避難 訓練を定期的に 実施する。	消火器及び非常警報器、非常口その他の設備を設置。 保育室等を2階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物、手すり等乳幼児の転 落事故防止設備、避難階段等を設置。						参酌	本市の実情に、国の 基準と異なる内容 を定める特別な事 情や特性はないこ とから、国基準を市 の基準とする。		

類 型 項 目		家庭的保育事業		小規模保育事業			事業所内保育事業		居宅訪問型 保育事業	基準	市の考え方
		定員5人以下	A型	B型	C型	定員19人以下	定員20人以上				
								定員6人～19人以下			
設 備 基 準	連携施設	連携施設の設定が必要 (連携施設) 保育所、幼稚園、認定こども園 (連携内容) 満3歳以上の児童に対して、保育の提供の修了後も、必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う施設を適切に確保しなければならない。(平成31年まで経過措置あり)					連携施設を確保しないことができる。	連携施設の確保を要しない。(ただし、障害、疾病等がある場合は除く)	従う		
	嘱託医	嘱託医の委嘱が必要 (連携施設と同一の嘱託医も可)								従う	
	健康診断	施設利用開始時の健康診断、年2回以上の健康診断を学校保健安全法の規定に準じて行う。								従う	
従 事 す る 職 員	保育従事者の資格	家庭的保育者（市が指定する研修を修了した保育士等）＋家庭的保育補助者（市が指定する研修を修了した者）	保育士	保育士＋保育従事者（保育士割合1／2以上）	家庭的保育者＋家庭的保育補助者	保育士＋保育従事者（保育士割合1／2以上）	保育士	家庭的保育者	従う		
	職員数	0～2歳児 3：1 （家庭的保育補助者を置く場合は5：2）	0歳児 3：1 1～2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳児以上 30：1 合計＋1名 （常時2名以上）	0～2歳児 3：1 （家庭的保育補助者を置く場合は5：2）	0歳児 3：1 1～2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳児以上 30：1 合計＋1名 （常時2名以上）	0歳児 3：1 1～2歳児 6：1 3歳児 20：1 4歳児以上 30：1 合計＋1名 （常時2名以上）	0～2歳児 1：1 （3歳以上も可）	従う			

項目 \ 類型		家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業		居宅訪問型 保育事業	基準	市の考え方	
			A型	B型	C型						
				定員5人以下	定員6人～19人以下			定員19人以下	定員20人以上		
運営に関する基準	保育の内容	家庭的保育事業者等は、保育所保育指針に準じ、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。							従う		
	保育時間	1日8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業者等が定める。							参酌		本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を市の基準とする。
	保護者との連絡	家庭的保育事業者等は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、その保護者の理解と協力を得るよう努めなければならない。									
	非常災害に対する備え	家庭的保育事業者等は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。 家庭的保育事業者等は、非常災害に備えた計画を立てるとともに、毎月1回は避難及び消火訓練を行うこと。									
	職員の一般的要件	乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業に精通した者でなければならない。									
	職員の知識及び技能の向上	家庭的保育事業等に従事する職員は、常に自己研さんに励み、知識及び技能の向上に努めなければならない。									
	他の社会福祉施設等の併設	家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じて当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を兼ねることができる。									
	保育に直接従事する職員	保育室及び各事業所に特有の設備並びに保育に従事する職員については兼用・兼務できない。							従う		
	子どもを平等に取り扱う原則	家庭的保育事業者等の職員は、子どもの国籍、心情、社会的身分又は教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって差別的取り扱いをしてはならない。							従う		
	虐待等の禁止	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、有害な影響を与える行為をしてはならない。									
懲戒に係る権限の濫用禁止	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。										

類 型 項 目		家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業		居宅訪問型 保育事業	基準	市の考え方
		定員 5 人以下	A 型	B 型	C 型	定員 19 人以下	定員 20 人以上			
			定員 6 人～19 人以下							
運 営 に 関 する 基 準	衛生管理等	家庭的保育事業者等は、感染症、食中毒等に備え、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めなければならない。 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。						保育に従事する職員の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	参酌	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を市の基準とする。
	給食の提供	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、自園調理により行わなければならない。							従う	
	食事の提供に係る特例	家庭的保育事業者等の規模が小規模で十分な調理設備を設けることが困難な場合に、連携施設等の異なる施設で調理した食事を搬入することについて限定的に容認する。								
	家庭的保育事業所等の内部規程	家庭的保育事業者等は、事業の目的及び運営方針等事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①事業の目的及び運営の方針 ②提供する保育の内容 ③職員の職種、員数及び職務の内容 ④保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥幼児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦家庭的保育事業等の利用開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待防止のための措置に関する事項 ⑪その他施設の運営に関する重要事項							参酌	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を市の基準とする。

項目	類型	家庭的保育事業	小規模保育事業			事業所内保育事業		居宅訪問型 保育事業	基準	市の考え方
		A型	B型	C型						
		定員5人以下	定員6人～19人以下			定員19人以下	定員20人以上			
運営に関する基準	家庭的保育事業所等に備える帳簿	家庭的保育事業者等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。							参酌	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を市の基準とする。
	守秘義務	・家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ・家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。							従う	
	苦情への対応	家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなど必要な措置を講じるとともに、市から指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行わなければならない。							参酌	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を市の基準とする。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

基準：従う（従うべき基準） 参酌（参酌すべき基準）

類 型 項 目		特定教育・保育施設			特定地域型保育事業				基準	市の考え方	
		認定こども園	保育所	幼稚園	家庭的 保育事業	小規模 保育事業		居宅訪問型 保育事業			事業所内 保育事業
利用定員	利用定員	20人以上			1人以上 5人以下	A型 B型	6人以上 19人以下	1人	市が定める 利用定員に 基づき施設 が定める。 ※別表	従う	
					C型	6人以上 10人以下 (15人以下の 経過措置あり)					
		認定区分ごとに定員を定める。 (3号認定：1歳未満、1歳以上に 区分する。)		1号認定の定員 を設定する。	3号認定：1歳未満、1歳以上に区分する。						
利用開始に伴う手続き	内容及び手続の説明及び同意	(内容及び手続の説明及び同意) 各施設は、特定教育・保育の提供にあたり、あらかじめ、保護者に対して、運営規程の概要、職員体制等の重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。								従う	
		(同意の方法) 原則として説明は文書の交付によって行わなければならないが、利用者の申し出があった場合には電磁的方法に替えることができる。								参酌	
	正当な理由のない 提供拒否の禁止	各施設は、定員に空きがないなどの正当な理由なく利用の申し込みを拒んではならない。								従う	

項目		類 型	特定教育・保育施設			特定地域型保育事業				基準	市の考え方
			認定こども園	保育所	幼稚園	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業		
利用開始に伴う手続き	利用申込が利用定員を超える場合の 対応等	2号・3号認定 保育を受ける必要性が高い子ども が優先的に利用できるよう選考する。	1号認定 (満3歳以上) 抽選、申込順等 公正な方法によ り選考を行う。	3号認定 (満3歳未満) 保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるよう選考する。					従う		
		1号認定 (満3歳以上) 抽選、申込順等 公正な方法によ り選考を行う。									
	各施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難な場合には、適切な教育・保育を提供できる施設を紹介するなどの適切な措置を講じなければならない。							参酌	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を市の基準とする。		
	あっせん、調整及び 要請に対する協力	各施設は、施設の利用について市が行うあっせん、調整及び要請にできる限り協力しなければならない。							従う		
	受給資格等の確認	各施設は、支給認定証により受給資格等を確認しなければならない。							参酌		本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を市の基準とする。
支給認定の申請に係る援助	各施設は、支給認定の申請に係る援助に努めなければならない。										

類 型 項 目		特定教育・保育施設			特定地域型保育事業				基準	市の考え方
		認定こども園	保育所	幼稚園	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業		
教育・保育の提供に関する基準	教育・保育の提供	幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 認定こども園：幼稚園教育要領・保育所保育指針に準じる	保育所保育指針に準じる。	幼稚園教育要領に準じる。	保育所保育指針に準じる。				従う	
	心身の状況等の把握	各施設は、支給認定子どもの心身の状況等の把握に努めなければならない。							参酌	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を市の基準とする。
	子どもの適切な処遇	・子どもの国籍、心情、社会的身分等により差別的取り扱いをしてはならない。 ・施設職員による支給認定子どもに有害な影響を与える行為の禁止。（虐待等の禁止） ・施設の管理者による児童福祉法第47条第3項の規定による懲戒に関し権限の濫用を禁止。							従う	
	特定教育・保育施設等との連携				① 特定地域型保育事業者（居宅訪問型事業者を除く）は、連携協力を行う特定教育・保育施設を適切に確保しなければならない。 ② 居宅訪問型事業を行うものは、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、あらかじめ連携する障害児入所支援施設その他の市が指定する施設を適切に確保しなければならない。				従う	

項目 \ 類型		特定教育・保育施設			特定地域型保育事業				基準	市の考え方
		認定こども園	保育所	幼稚園	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業		
教育・保育の提供に関する基準					③ 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設等との密接な連携に務めるものとする。				参酌	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を市の基準とする。
	特定教育・保育の提供の記録	各施設は、特定教育・保育の提供にあたり、提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。								
	小学校との連携	特定教育・保育の終了に際して、小学校における教育等と円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。								
	地域との連携等	各施設は、その運営にあたり地域と連携を図らなければならない。								
	利用者負担額等の受領	(法定代理受領)		各施設は、特定教育・保育を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。					従う	
		(上乗せ徴収)		特定教育・保育の提供にあたって当該教育・保育の質の向上を図る上で、特に必要があると認められる対価については、保護者から支払いを受けることができる。						
		(実費徴収)		日用品、文具等特定教育・保育において提供される便宜に要する費用について、保護者から支払いを受けることができる。						
	特別利用保育等の基準		特別利用保育・特別利用教育を提供する際には、当該施設の基準を遵守しなければならない。		特別利用地域型保育を提供する際には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。				従う	
			特別利用保育・特別利用教育・特定地域型保育を提供する際には、当該教育・保育を受ける子どもと通常の教育・保育を受ける子どもの総数が、当該施設の利用定員を超えてはならない。							従う
	施設型給付費等の額に係る通知等	各施設は、支給認定保護者に対して施設型給付費等の額に係る通知等を行わなければならない。							参酌	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を市の基準とする。
市への通知	保護者が虚偽、その他不正行為によって教育・保育の提供を受けていることを把握した場合には、市に対して通知することを求める。									

類 型		特定教育・保育施設			特定地域型保育事業			基準	市の考え方	
		認定こども園	保育所	幼稚園	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	居宅訪問型 保育事業			事業所内 保育事業
項 目										
教育・保育の提供に関する基準	運営規程	各施設は、事業の目的、運営方針等施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1) 施設の目的及び運営の方針 (2) 提供する特定教育・保育の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 特定教育・保育等を行う日及び時間、提供を行わない日 (5) 支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 利用定員（区分ごと） (7) 施設の利用開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10)虐待防止のための措置に関する事項 (11)その他施設の運営に関する重要事項							参酌	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を市の基準とする。
	掲示	運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担等その他教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項について、施設の見やすい場所に掲示しなければならない。								
	定員の遵守	利用定員を超えて教育・保育を行ってはならない。（ただし、所定のやむを得ない事情がある場合を除く。）								
	秘密保持等	職員及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。							従う	
	情報の提供等	各施設は、支給認定保護者が適切に施設を選択することができるように情報を提供しなければならない。							参酌	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を市の基準とする。
	相談及び援助	常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子どもや保護者に対し、その相談に適切に応じ必要な助言等を行わなければならない。								
	事故発生の防止及び発生時の対応	① 事故発生の防止のための指針の整備 ② 事故が発生した場合に備え改善策を周知徹底できる体制の確保 ③ 事故防止研修の実施							従う	

類 型 項 目		特定教育・保育施設			特定地域型保育事業			基準	市の考え方	
		認定こども園	保育所	幼稚園	家庭的 保育事業	小規模 保育事業	居宅訪問型 保育事業			事業所内 保育事業
教育・保育の提供に関する基準		④ 万一、事故が発生した場合には、状況を記録するとともに、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに行わなければならない。								
	緊急時等の対応	子どもの体調に急変が生じた場合等には、速やかに保護者又は医療機関等へ連絡を行うなど必要な措置を講じなければならない。								
	評価等	自ら提供する特定教育・保育の質の評価を行うとともに、外部評価を受けて、その結果を公表し常に改善を図る。			自ら提供する教育・保育の質について評価を行い、改善を図る。				参 酌	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を市の基準とする。
	苦情解決	各施設は、提供した教育・保育に関する苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録し必要な措置を講じるとともに、市から指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行わなければならない。								
	勤務体制の確保	各施設は、職員の資質の向上のために研修の機会を確保するとともに職員の勤務体制を定めておかなければならない。								
	利益供与等の禁止	施設による利益供与の禁止及び利益収受の禁止。								
	記録の整備	各施設は、支給認定子どもに対する教育・保育の提供に関する記録を整備し、保管しなければならない。（5年間保存）								
	会計の区分	各施設は、その事業に係る会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。								

（別表）事業所内保育事業者の利用定員

利用定員	その他の利用員又は利用の数	利用定員	その他の利用員又は利用の数
1人～5人	1人	26人～30人	7人
6人～7人	2人	31人～40人	10人
8人～10人	3人	41人～50人	12人
11人～15人	4人	51人～60人	15人
16人～20人	5人	61人～70人	20人
21人～25人	6人	71人以上	20人

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）

基準：従う（従うべき基準） 参酌（参酌すべき基準）

類 型		設備及び運営に関する基準の概要	基準	市の考え方
項 目				
設備の基準		事業を行う専用の区画：児童1人につき、おおむね1.65㎡以上	参酌	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を市の基準とする。
職員		・放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員（有資格者）を置かなければならない。 ・放課後児童支援員は、支援の単位ごとに2人以上とし、1人を除き補助員に代えることができる。 ・放課後児童支援員は次のいずれかに該当する者で、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。 ①保育士、②社会福祉士、③高等学校を卒業した者等で、2年以上児童福祉事業に従事した者、④教員免許を有する者、⑤大学、大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者、⑥高等学校を卒業した者等で、2年以上児童福祉事業に類似する事業に従事した者で市町村長が適当と認めた者 （経過措置：平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）	従う	
利用定員		児童の集団の規模（支援の単位を構成する児童数）は、おおむね40人以下とする。	参酌	
非常災害対策		放課後児童健全育成事業者は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに非常災害に備えた計画を立て、定期的に避難及び消火訓練を行わなければならない。		
職員の知識及び技能の向上等		・職員は、常に自己研鑽に励み、知識及び技能の修得、維持向上に努めなければならない。 ・事業者は、職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。		
利用者を平等に取り扱う原則		放課後児童健全育成事業者の職員は、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。		

項目 類型	設備及び運営に関する基準の概要	基準	市の考え方
虐待等の禁止	放課後児童健全育成事業者の職員は、児童に有害な影響を与える行為をしてはならない。	参酌	本市の実情に、国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないことから、国基準を市の基準とする。
衛生管理等	放課後児童健全育成事業者は、感染症、食中毒等に備え、児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について衛生的な管理に努めなければならない。		
運営規程	放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定める。 ①事業の目的及び運営の方針、②職員の職種、員数及び職務の内容、③開所している日及び時間、④支援の内容及び利用者負担額、⑤利用定員、⑥通常の事業の実施地域、⑦事業の利用に当たっての留意事項、⑧緊急時等における対応方法、⑨非常災害対策、⑩虐待の防止のための措置に関する事項、⑪その他事業の運営に関する重要事項		
事業者が備える帳簿	放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。		
秘密保持等	放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。		
苦情への対応	放課後児童健全育成事業者は、その行った保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなど必要な措置を講じるとともに、市から指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行わなければならない。		
開所時間及び日数	開所日数：年間250日以上 開所時間：平日は1日3時間以上、休日は1日8時間以上を原則とし、児童の保護者の就労日数、小 学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに定める。		
保護者との連絡	放課後児童健全育成事業者は、常に保護者と密接な連絡をとり、児童の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等について保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。		
関係機関との連携	放課後児童健全育成事業者は、市及び利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援にあたらなければならない。		
事故発生時の対応	事故が発生した時は、速やかに市や保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。		